一重の端緒としての感覚的確信 『精神現象学』感覚的確信章における「意識」と「われわれ」

小原優吉

はじめに

できる」という暗黙的な了解があるのだと考えられる。 明瞭な形で提示されており、そしてそれを通じてヘーゲルが批判する哲学的議論も比較的容易に同定することが ある。このような動向の背後には、「難解な『現象学』のうちでも、確信章についていえば、意識の経験過程が 語哲学における意味論的な原子論への反発、および全体論への志向と合致するものとして取り上げられることも 定され媒介されている」ということを暴露するものであり、この点で同箇所の議論は二〇世紀後半以降の英米言 であるからだろう。加えてこの「いま」と「ここ」をめぐる議論は「個別的なもの・直接的なもの」の所与性が「否 は正反対のものが新たに真なるものとして生成するというヘーゲルが採る叙述の手法を把握するためのよい一例 経験過程が、ヘーゲル的な弁証法、すなわち真であると初めには思われていたものが矛盾に巻き込まれ、それと て最もよく知られている箇所の一つである。その理由は、この箇所における「いま」と「ここ」をめぐる意識の 感覚的確信 あるいはこのものと思い込み」(以下、確信章)は『精神現象学』(以下、『現象学』)におい

感じるはずである。その理由は様々に考えられるが、大きな理由として、同箇所では「意識にとって für es」と「わ れわれにとって fùr uns」の区別という『現象学』特有の叙述様式が多用されていることが挙げられる。 る」という印象はうち砕かれるのではないだろうか。むしろ読者は、確信章が非常に複雑な構造を有していると しかしながら、実際に確信章のテクストを仔細に検討するとき、上記のような「確信章は明快な議論をしてい

うことが最終的には示される。 にする「われわれ」と「意識」の区別はこのような二つの異なる端緒の問題を一挙に扱うためのものであるとい 緒」をめぐって二つのそれぞれ別の課題を同時に抱えているということであり、そして確信章の叙述構造を複雑 とは、『現象学』全体が抱える課題に応じるかたちで、意識の経験の学の「始まり」であるところの確信章は学の「端 提示している」という以上の、独自な位置づけを有していることを示すことが本稿の狙いである。その位置づけ 造を詳細に把握することを試みる。このことを通じて、確信章において反映されている『現象学』の叙述方法の 重要な側面の一つを示しつつ、さらには『現象学』の中で確信章が「意識の経験の端緒としてその過程を明瞭に 以上を承けて、本稿では確信章における「われわれ」と「意識」の区別に着目することで、確信章の叙述の構

たちで二分されていることを示す。続いて第四節では、それまでの解釈に基づいて、確信章における叙述方法 覚的確信(以下、確信)という意識形態を〈われわれにとっての確信〉と〈確信自身にとっての確信〉とへ区分 章における「一つの現実的な感覚的確信 eine wirkliche Gewißheit」という表現に着目することで、ヘーゲルが感 関連していることを指摘し、同章における「意識の経験」をめぐる議論が二種類の確信および本質に関連するか していることを示す。次いで第三節では、このような区分が同章における「本質 Wesen」に関する記述と密接に る「われわれ」と「意識」の視点の異なりに着目しつつ、確信章の構造を明らかにする。中でも第二節では、同 以下、本稿は次のような構成で議論を進める。第二・三節では確信章の内在的読解を手法として、同章におけ

張を改めて提示し、その含意について触れる。 覚」における『現象学』の方法論についての議論に依拠しながら、同章において「意識」と「われわれ」とい の端緒」をめぐる課題を扱っていることを示す。最後に第五節では、確信章の位置づけという観点から本稿の主 うそれぞれ異なる視点から「本質」に関する考察が行われることの含意を明らかにすることで、確信章が「二重 の特徴を考察しつつ、同章が有する独自の位置づけを示す。そこではA.コッホによる論文「感覚的確信と知

という課題を抱えているためであり、この両課題を同時に遂行するという点で確信章は『現象学』のうちで独自 の位置づけを有しているということである(第四節)。 めぐる課題、すなわち『現象学』は「自然な意識」から出発すると同時に「最も単純な知」の吟味から出発する ことである(第三節)。二つ目の主張は、確信章がこのような構造をとっているのは、『現象学』が二重の端緒を いに応じてそれぞれ二種類の「確信」「本質」「意識の経験」について議論を行うという構造を有しているという 本稿を通じて私は主に次の二つの主張を行う。一つ目の主張は、確信章は「われわれ」と「意識」の視点の違

要な限りで行うのみにとどまる。 主軸が置かれている、意識の経験過程を再構成するという作業については、確信章の全体構造を把握するのに必 て構造化されている確信章の叙述展開を明らかにすることに主眼を置く。それゆえに、多くの先行文献において ここで一点、以下のことを断っておく。本稿は確信章における「意識」と「われわれ」の区分、およびそれによっ

一 二種類の感覚的確信

確信章における「意識」と「われわれ」の関係を考察するにあたって、本節ではまず両者の視点の違いに従っ

て確信という意識形態が二種類に区分されていることを示す。

実質的には第一段落の記述においてこの語の説明が行われている。 ヘーゲルは同章第二段落で特別な断りもなく「感覚的確信 sinnliche Gewißheit」という語を導入しているが、

直接的なものないしは存在するものについての知であるようなものでしかありえない。(GW9,63 まずもって、言い換えれば直接的にわれわれの対象であるような知とは、それ自身直接的な知、すなわち

ものを他のものとの関連を通じてではなく、そのまま直接的に受け取っているという知のあり方が、感覚的確信 こで「直接的 unmittelbar」という語は、「媒介されている vermittelt」という語と対になるものであり、「ある」 この「直接的な知」あるいは「直接的なものないし存在するものについての知」こそが、感覚的確信である。こ

みを告げる知であるからである(GW9, 63)。 在している」とだけ述べられる。なぜならこれは「直接的な知」であって、性質や性状による知識との関わりなく、 とされる。ここでは存在するとされるものがどのような性状を有しているかは言及されず、とにかく「それは存 確信は、何かあるものについて「それが存在している」ということを把握するのみであるような知の形態である 信は「最も抽象的」で、「そのものが存在するということを告げるのみ」であるからである (GW9, 63)。つまり つまりそれら諸性質に媒介されることを抜きにして「このもの Dieser」ないしは「純粋な存在 das reine Sein」の ヘーゲルは続けて、この確信は「最も貧しい ärmst」認識であると説明する(GW9, 63)。というのも、この確

ところで、確信章において「感覚的確信」という語は、ほとんどの場合定冠詞・定冠詞類("die""diese")によっ

て修飾されているが、唯一以下の記述においては不定冠詞("eine")によって修飾されている。

「このもの」とすでに呼ばれていた両者、すなわち私としての「このもの」と対象としての「このもの」とが 純粋な存在から剥がれ落ちている。(GW9,64) ではない。それはむしろ、そうした直接性の実例でもある。……感覚的確信においてはただちに [sogleich] ある現実の感覚的確信[eine wirkliche sinnliche Gewißheit]は、ただ単にこうした純粋な直接性であるのみ しかしながら純粋な存在においては、われわれが見てとるところでは、なお多くの他のものが戯れている。

ている。さらにこの確信は自らを「最も豊かな認識」であると思い込んでおり(GW9, 63)、引用文中の「現実 引用文において「ある現実の感覚的確信」は、「純粋な存在から剥がれ落ちた」「このもの」を対象とするとされ いう知が目下の段階での確信自身にとってどのようなものであるかを説明するものだと考えられる。 の wirklich」「ただちに sogleich」という表現に注目すれば、〈このものを対象とする最も豊かな知〉とは確信と · それゆえ上述の〈純粋な存在のみを対象とする貧しい知である〉という特徴を有する確信から区別され

に先取りした形で確信という知の形態を考察する「われわれ」のみが把握するものであるからである。クレス する最も貧しい認識である〉という「感覚的確信における真理」(GW9, 63) とは、確信章における「意識の経験 運動を俯瞰する「われわれ」から見たときの確信に帰属するものであるだろう。というのも、同箇所で予告され れ、実際には〈最も貧しい認識である〉ということが判明するとされており、 ている通り、〈最も豊かな認識である〉という〈確信自身にとっての確信〉が有する特徴はのちになって反駁さ 翻って、前述の〈純粋な存在を対象とする最も貧しい認識である〉という特徴は、『現象学』において意識の したがって〈純粋な存在を対象と

から議論が展開されて」いるのである。 ゲスが指摘する通り、「[感覚的確信においては]自体的に、あるいはわれわれにとっての『現象学』の課題設定

だと捉え、「純粋な存在」ではなく「私としてのこのもの」ないしは「対象としてのこのもの」を知るものだとする。 〈確信自身にとっての確信〉と〈われわれにとっての確信〉と呼ぶことにする。 二つの仕方で論じられているということができる。以下、『現象学』の表現に倣って、確信のそれぞれのあり方を、 「純粋な存在」のみに関わる知である。他方で「ある現実の感覚的確信」は、さしあたって自らを「最も豊かな認識 以上から、確信章において確信は、確信自身にとってのあり方とわれわれからみたときの真なるあり方という、 以上を整理すれば、次のようになる。まず「われわれ」が先立って考察する限り、確信は「最も貧しい知」であり、

二 二種類の「本質」および「経験」

たちで叙述される「意識の経験」の構造を明らかにする。 確信章における「本質 Wesen」をめぐる記述と密接に関連していることを明らかにし、この「本質」と関わるか れわれにとっての確信〉という二種類に区分されているということであった。次いで本節では、こうした区別は 前節で明らかになったのは、確信章の序盤において確信という意識形態は 〈確信自身にとっての確信〉と〈わ

のものが存在している〉ということそのものが「本質」であって、「この私」「このもの」はこの本質の傍らに戯 関する異なる区別が設定されているということである(GW9, 64)。〈われわれにとっての確信〉からすれば、〈こ れわれにとっての確信〉と〈確信自身にとっての確信〉においては「直接性と媒介」ないし「本質と非本質」に 確信章第四段落において、ヘーゲルは上述した確信の区分に関して次のような論点を追加する。すなわち、〈わ

接的に存在するものとしての「本質」であり、「この私」はこうした対象に依存するものであるために、 在」は未だ把握されずに止まっており、「この私」「このもの」だけが当の確信にとって現れているのみであるた 自己と対象を切り分けた上で、さしあたり対象の側を「真なるもの」と考える意識であるといえる なものではなく「非本質的なもの」であると判断されるに至る。この意味で、〈確信自身にとっての確信〉とは めに、確信は両者のうちのいずれかを「本質」として捉えようとする。そこで「このもの」という「対象」が直 れているものに過ぎない「非本質的なもの」である。一方で〈確信自身にとっての確信〉においては「純粋な存

存在)が本質である〉と捉えるのに対し、〈確信自身にとっての確信〉は〈このものという対象が本質である〉 と捉えているということになる。言い換えれば、それぞれに対して何が本質であるのかにしたがって両者は区分 以上を整理すれば、〈われわれにとっての確信〉は〈この私にとってこのものが存在するということ(純粋な

という論点が重要な役割を果たしている。以下、このことを示す。 Aussprechen」をめぐる経験と「指示 Aufzeigen」をめぐる経験に二分されるが、この二つの経験のうち前者は〈確 信自身にとっての確信〉を、後者は〈われわれにとっての確信〉を主題的に論じており、しかもその際「本質」 された二種類の確信のそれぞれが論じられているということである。確信章における「意識の経験」は「言明 この件に関してさらに注目するべきは、確信章における「意識の経験」において、「本質」にしたがって区別

ては「反省を加えたり、対象が真理において何であるのかを観察したりする」のではなく「対象を感覚的確信が まは夜である」と言明する意識について論じるものである。まずもって指摘されるべきは、目下の議論におい まず「言明」をめぐる経験について。これは「いま」「ここ」「この私」といった「このもの」に関して、例えば「い

れわれにとっての確信〉ではなく、〈確信自身にとっての確信〉が得るものだということである。それに加えて、 自身に即して手にしている通りでの形で観察する」ことが必要だと言われている通り (GW9, 64)、この経験は ⟨わ

ヘーゲルは以下のようにも記述する。

質であるのかどうかということである。つまり、本質であるという対象の概念が、その対象が意識におい 対象について観察されなければならないのは、それが実際に感覚的確信において言明されているような本 て現にあらわれる [vorhanden] しかたと一致するかどうかということである。(GW9, 64)

この「言明」をめぐる経験においては、〈確信自身にとっての確信〉が「本質」として捉える〈このものという対象〉 を当の経験において見出すことができるかどうかということである。それゆえ、本稿第二節の整理にしたがえば が「本質」に深く関与するものであることが部分的に示された。 めぐる経験が〈確信自身にとっての確信〉を扱うものであることが示され、また確信章における「経験」の進行 「いま」「ここ」「この私」という一つの対象を主題的に論じていることと整合的である。以上から、「言明」を が実際にそのようなものとして妥当するかどうかが吟味されていることになる。このことはこの経験がもっぱら ここで明確に述べられている通り、この経験の叙述において吟味されているのは、確信が自らにとっての「本質」

までの態度を改めつつ、別の仕方で「直接的なもの」が本質であることを示そうとするが、この新たな態度が「指 (GW9, 65)¯。他方で確信自身はいまだ直接性に固執し、それゆえ〈対象としてのこのもの〉を本質とするこれ なるもの」である直接的な「このもの」が実際には「媒介され」「否定されて」いるものであることが判明する 次に、「指示」をめぐる経験について。よく知られている通り、「言明」をめぐる経験を通じて、確信にとって「真

示」をめぐる経験において吟味される。

の記述である。

目下本稿の考察にとって重要なのは、「言明」をめぐる経験から「指示」をめぐる経験への移行を論じる以下

象と私の両者において私が思い込んでいるものはむしろ非本質的なものであるからである。……それゆえ それゆえ感覚的確信が[言明を通じて]経験するのは、自らの本質が対象のうちにも私のうちにも存在せず、 われわれは感覚的確信の全体をその本質として定立することへと至る。 直接性とは一方の[対象の]直接性でも他方の[私の]直接性でもないということであり、 というのも対

維持するが、そうした関係は私と対象の間でいかなる本質的なものと非本質的なものとの区別を行わない。 ……そうした[感覚的確信全体という直接性の]真理は自らを自己自身と等しくあり続ける関係として

(GW9, 67)

直接性であるということが強調されているということ (Vgl. GW9, 67)、またのちの知覚章において確信章が回 文において語られる「本質」としての「全体」とは、まさに私と対象の間に区別を設定せず、〈われわれにとっ にとっての確信〉が有する「本質」と一致している。すでに確認していたのは、〈われわれにとっての確信〉は 興味深いことに、引用文において「本質」として定立されているものは、本節で論じていたところの〈われわれ ての確信〉が想定する本質と同等のものであると考えられる。加えて、引用文の前後でここでの本質が「純粋な」 わず、〈この私にとってこのものが存在すること(純粋な存在)〉を本質としているということである。先の引用 〈確信自身にとっての確信〉と異なり、「対象」と「私」の間で本質的なものと非本質的なものとの間の区別を行

もこの「純粋な存在」はすでに媒介されたものであり、「本質」としては妥当しえないことが判明し、 粋な存在」であると考えることができる。そして「言明」をめぐる経験と同様、「指示」をめぐる経験において れば(GW9, 91)、「指示」をめぐる経験において吟味される「本質」が〈われわれにとっての確信〉における「純 顧される際に他ならぬ確信が「純粋な存在」と関与しながらも挫折していることが告げられていることも踏まえ 知覚章へと移行する。 確信章は

確信と二段階の意識経験の対応、およびこの対応と「本質」との関わりが示された。 信の自己把握はわれわれがあらかじめ考察していたものと一致するようになる。以上、確信章における二種類の をめぐる経験を通じて〈われわれにとっての確信〉と一致するようなあり方へと移行しており、言い換えれば確 において二種類の確信のうち〈確信自身にとっての確信〉がその「本質」を吟味する過程を描き、そのうちの「指 確信〉とを区分する。さらにヘーゲルはその区分に従って、二種類の経験のうちはじめの「言明」をめぐる経験 示」をめぐる経験において〈われわれにとっての確信〉がその「本質」を吟味する過程を描いている。さらに、 いう対象〉を本質とみなす〈確信自身にとっての確信〉と〈純粋な存在〉を本質とみなす〈われわれにとっての 二種類の確信は確信章において連続的なものとして描かれている。つまり、〈確信自身にとっての確信〉 は「言明 以上より、本節前半の議論を踏まえて、次のことが結論される。確信章においてまずへーゲルは〈このものと

匹 「われわれ」と「意識」をめぐる叙述方法についての考察

構造を提示した。特に『現象学』における「意識」と「われわれ」との関連を考察する上で興味深いのは、同章 本稿はこれまで、「二種類の確信」およびそれと対応する「二種類の本質」「二種類の経験」からなる確信章の

覚的確信と知覚」による『現象学』の方法論に関する議論に依拠しながら、なぜ確信章がこうした構造を有して においては「本質」と関わる形で「意識」と「われわれ」の視点の区別が設けられながらも、経験の叙述におい いるかを考察し、それを通じて確信章の独自の位置付けを明らかにする。 た構造を有していることは一体いかなる眼目を持つのか、ということである。そこで本節では、コッホの論文「感 て両者の視点が連続的なものとして描かれているということである。ここで当然生じる問いは、確信章がこうし

言及する。私が読み取る限り、コッホの考える「『現象学』のルール」は、主に以下の四点から成る。 コッホは確信章および知覚章を解釈するに際して、「意識の運動」を駆動させている「『現象学』のルール」に

- ようとしている。 それによって「われわれ」は、もはや独断論ではない仕方で、理論形成の端緒となるような「実体」を手に入れ ことで、「どのようにして意識それ自身があらゆる存在論の各々を体系的に生み出すのか」を見て取ることである。 論家 Theoretiker」であるが、一方で独断論を回避するために、自らの理論を形作るに際して定義として導入さ 「真理要求と知の要求の発起人 [Urheber]」ないし「生み出された理論家」を想定し、それに「理論形成を委ねる」 れるような「実体的なもの」を前提することを拒否している。そこで「われわれ」が行うのは、「意識」という (一) 『現象学』 には「われわれ」と「意識」という存在者が登場する。 「われわれ」は真理や知識の本性を求める「理
- 験的に考え(これが「入力」に相当する)、この意識主体が経験を通じてこうした存在論が妥当であるか否かを ける。コッホのこのような言い回しは曖昧だが、おそらくはそのような存在論にコミットする意識主体を思考実 を発見し、それを「意識の構造」に「入力し eingehen」、そこから何が「出力 ausgehen」されてくるのかを見届 れわれ」は、「それ以外に選択の余地がないほど単純な初期的存在論 eine alternativlos simple Anfangsontologie」 (二) 先ほど意識に「理論形成を委ねる」としたが、これは具体的には以下のような操作を意味する。まず「わ

判定する(これが「出力」に相当する)ということだろう。

そのような存在論が妥当でないということが「出力」されてくる。 と一致しているときである。逆に言えば、意識自身が有する存在論と認識論が何らかの点で矛盾する場合には 主張する対象の真なるあり方[即自存在 An-sich-sein]が、そうした対象が意識自身にとっての存在[Für-es-sein] ように見えているのかという「認識論」である。すなわち、入力された存在論が妥当であるのは、その存在論が (三)「入力」された存在論の妥当性の判定にとって基準となるのが、「意識自身にとって für es」対象がどの

唯一成功している存在論にたどり着くか、あるいはそのような存在論は一切ありえないという結論に達するまで た上で、意識の吟味の対象となる。このようにして、常に意識の吟味の試みは、直前の試みが参照されながら、 というような認識論が、新たに〈かくかくのものが真に存在している〉という主張を行う存在論として拵えられ ための基準となっていた認識論である。すなわち、〈意識にとってかくかくのものが存在しているように見える〉 に考えられたものであってはならない。ここで参照されるのは、直前の失敗の試みにおいてその存在論を図る 在論が「意識の構造」に入力されなければならない。しかしこの新たな存在論は、「われわれ」の側から恣意的 るために『現象学』の探求はそこで終了する。しかしそうでない場合、探究が継続されるためには新たに別の存 (四)特定の存在論が成功していると判定される場合、それは妥当な存在論が獲得されたということを意味す

みているという点で有益であるだろう。特に「われわれ」が真理や知識の本性を求める「理論家」であり、そし て独断論を回避するために「意識」に理論形成を代理するという見解を、本稿でも採用したい。しかしながら彼 の議論は、同書が試みる意識経験の叙述の特徴をよく捉えており、また同書から一つの理論を抽出することを試 以上のように「理論家」「理論形成」「入力・出力」という語を用いて『現象学』の方法論を直裁に語るコッホ

若干の修正を提案するとともに、確信章において「われわれ」と「意識」の視点が連続していることの含意を説 の議論には未だ曖昧な点が残る。そこで以下では、前節までの解釈と照合させながらこの曖昧さを取り除きつつ

ての確信〉が有する〈純粋な存在〉を「本質」とする立場である。 存在〉を「本質」とする立場こそが「最も貧しい」ものであって、すなわち最も単純な存在論と考えられるから としての対象〉を「本質」とする立場は、諸性質による媒介を必要とする「最も豊かな」ものであり、〈純粋な だろう。というのも、すでに確認したように、〈確信自身にとっての確信〉がさしあたり有していた〈このもの 純な初期的存在論」に該当するものであろうか。それは、後者の〈純粋な存在〉を「本質」とみなす立場である を「本質」として考える立場との二種類に区分されているからである。それでは、どちらがコッホの考える「単 稿第三節で解釈された通り、確信は〈対象としてのこのもの〉を「本質」として考える立場と、〈純粋な存在 こで問題なのは、 である。それゆえ『現象学』の端緒である確信章において入力されるべき「単純な存在論」とは、〈われわれにとっ まずコッホの枠組みにおける「存在論」とは、彼自身が述べる通り「即自 An-sich」とは何かを説明するもの あるいは緒論に即して言い直せば「真なるもの Wahre」についての理論であるだろう(GW9, 59)。こ 確信章においてこの「存在論」に相当するものが二つあるということである。というのも、本

はコッホの議論を修正するかたちで、この点について述べる。 このもの〉を「本質」として捉える立場を有しているということは、いかなる事態を示しているのだろか。本稿 が問題視しているのは、 しかしながら、それでは〈確信自身にとっての確信〉がそれとは異なる「存在論」、すなわち 〈確信自身にとっての確信〉が有する「存在論」を見逃してしまっていることである。そこで本稿で コッホの解釈は〈われわれにとっての確信〉が有する「初期的存在論」の指摘に尽きて 〈対象としての

ゲルの卓越した洞察である。 然な意識」の教養過程を描くという制約を挙げることができる(Vgl.~GW9,~56)。〈純粋な存在〉を「本質」と そが「本質」であるという素朴な(われわれからすれば明確に誤っている) 思い込みを有しているというのがヘー 出発点である「自然な意識」が即座に有しうるものであるとはいえない。むしろ素朴な [natürlich] 日常的感覚 する立場はコッホの言うような「選択の余地のないほど単純な初期的存在論」であるといえども、『現象学』の から出発する意識は、初めからこのような存在論を有しているのではなく、「このもの」としての個々の対象こ であることの理由として、ヘーゲルが『現象学』に課す制約、すなわち、特定の哲学的立場を前提することなく「自 信章においてはじめに考察されているのが、〈われわれにとっての確信〉ではなく〈確信自身にとっての確信 こうした〈確信自身にとっての確信〉について、次のことをまずもって指摘することができる。すなわち、確

緒である確信章はこの二つの端緒を提示し媒介する必要がある。だからこそ、ヘーゲルは「確信章」の冒頭で、「わ きである「自然な意識から出発する」という要求が満たされない。両方の要求を満たすために、『現象学』の端 単純な形態である。 素朴な思い込みのことであり、他方では「真なるもの」の候補として「純粋な存在」を本質だとみなす知の最も というものの曖昧性を鋭くみてとっている。つまり、端緒は一方では、自然な意識が日常性において有している (kann kein anderes...sein)」と述べているにもかかわらず、すぐに「このもの」についての知である〈確信自身に ら出発する」という要求が満たされず、後者を叙述の端緒にしたのでは、これもまた『現象学』が備えているべ 回避するかたちで成功した理論を提供するために、端緒から始めなくてはならない。しかしヘーゲルはこの「端緒 われの最初の対象は……直接的なものないしは存在するものについての知であるようなものでしかありえない ヘーゲルのこの洞察は次のように表現することができる。確かにコッホの述べる通り、『現象学』は独断論を 前者を叙述の端緒にしたのでは、『現象学』が備えているべきである「もっとも単純な知か

とっての確信〉が検討されているのである。

正される必要があると考えられる。 通じて獲得する過程の叙述を含む、より広い試みだと理解されなければならない。この点で、コッホの説明は修 ぐる経験であるということである。したがって、コッホのいう「入力」とは、単に特定の存在論を備えた意識を うる。すなわち、意識の経験に先立って行われる「われわれ」の考察は、『現象学』の端緒である確信章において「わ 想定するというだけではなく、「われわれ」自身によってあらかじめ発見されていたその存在論を意識が経験を ているような存在論を有する意識自身が、この存在論を「入力」される過程を描くのが、はじめの「言明」をめ とは異なる、素朴で、そしてそうであるがゆえにはじめに吟味されるべき「単純な存在論」からは逸脱してしまっ れわれ」によって「入力」されるべき「単純な存在論」を発見するために展開されているのであり、そしてそれ つつ、それとは異なる立場を有する確信が最初の経験を通じてこの姿へと至るという構造の持つ眼目が把握され 以上の議論を通じて、確信章の構造、すなわち、あらかじめ「われわれ」によって確信の真なる姿が考察され

からである、ということである。 際には異なる二つの課題を同時に遂行するために、自然な意識がそうした存在論を獲得する過程を叙述している 意識から出発するということと、「もっとも単純な存在論」を有する「直接知」の立場を吟味することという実 ならば、次のようになる。つまりそれは、『現象学』の端緒である確信章が有する二つの課題、すなわち自然な 以上より、「われわれ」と「意識」の視点が連続的になっているのはなぜかという問いに対し直接的に答える

五 おわりに

象学』の「端緒」であるのであって、後続する他の章に対して比類のない位置づけを有しているのである。 造は、『現象学』が「端緒」をめぐって二つの課題、すなわち自然な意識から出発するという課題と最も単純な 結論は、次のことであった。すなわち、こうした確信章の「われわれ」と「意識」の視点の違いに応じた二重構 を示し、またその理由を考察してきた。コッホの議論を批判的に検討することを通じて本稿が最終的に提示した 知から出発するという課題を有しているということを反映している。これら二重の意味で、確信章はまさしく『現 これまで本稿は、「われわれ」と「意識」の視点の相違に応じて確信章の論述が二重の構造を有していること

最後に、本稿のこのような結論が有する含意について、二点言及しておきたい。

取り扱われているものの、しかしながらこれは本来的には諸性質の媒介を必要とする「最も豊かな」ものであり、 したがって確信章からもっぱらこの立場のみを読み込む場合には、知の最も単純な形態から吟味を始めるという ては「経験論」の基底をなす個別的なものについての知、すなわち〈このものという対象〉を本質とする確信が を反駁するものであるという分析哲学的な解釈は一面的であることになる。というのも、たしかに確信章におい 『現象学』の課題を無視してしまうことになるからである。 第一に、こうした結論からすれば、本稿のはじめで言及したような、確信章を「純粋な経験論」や「所与の神話

られている通り、 (GW9, 59) ことが要求される。このような「緒論」における「われわれ」の観望機能を念頭に置いたときまずもっ 第二に、本稿の解釈は『現象学』における「われわれ」の視点の役割に関して一定の含意を有する。よく知 それによれば、意識が自身の知を吟味する際には「われわれ」はただ「観望する zusehen」ことに徹する ヘーゲルは『現象学』「緒論 Einleitung」において「われわれ」の位置付けについて語ってい

張されている「いま」をわれわれに指示させる」(GW9,67)というフレーズが見られ、ここでは「われわれ」が を有しているという解釈は、確信章においては他の章とは異なる仕方で「われわれ」と「意識」の関係が描かれ 章は他ならぬ叙述の端緒として、「自然な意識」と「直接知」という二種類の端緒を媒介するという独自の課題 ていることを許容するだろう。 識」に観望以上のしかたで関与しているように思われる。こうした疑問に対して、本稿の解釈、すなわち確信 いか、ということである。とりわけ、「指示」をめぐる経験においては、「われわれはこの確信に歩み寄って、主 て問題になるのが、確信章において「われわれ」が果たす機能がこの観望機能を越え出てしまっているのではな

性を付与しようとするものであるということであり、その意味で「われわれ」の位置付けはそもそも観望機能 置付けに関して次のことを示唆している。すなわち、それによれば、「われわれ」とは真理や知識の本性を求め 学』の方法論の魅力的な諸側面を汲み取っていると私は考える。ここで、コッホのモデルは、「われわれ」の位 ないために「入力」をより広く捉える必要があるということであり、修正されたこのモデルは依然として『現象 に尽きるものではない、ということである。 ていながらも未だ絶対知を獲得しておらず、また「入力」「出力」という操作によって意識の吟味の過程に必然 ルがそのままでは「われわれ」と「意識」の視点の違いに応じた確信章の二重構造を十分に説明することができ ていたように、コッホの「理論家」「理論形成」「入力・出力」という表現を用いた『現象学』の方法論モデルは 『現象学』から一つの理論を抽出するものとして一定の魅力を有する。本稿が批判したのは、コッホのこのモデ さらに、この「われわれ」の位置付けに関して、次のことも述べることができる。本稿第四節において明示し

かにした確信章における「意識」と「われわれ」の二重構造と、その背後にある「端緒」をめぐる二重の課題と 以上のことは、 確信章を越えて『現象学』全体の解釈を通じて慎重に検討される必要があるが、本稿で明ら

いう論点は、『現象学』が叙述する絶対知への道ゆきの全容を把握しようとする上では、欠かせないものである

だろう。

参考文献

G. W. F. Hegel, Gesammelte Werke, hrsg. von der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften und der Künste, Hamburg: Meiner, 1968ff

K. W. J. Schelling, Sämmtliche Werke, hrsg. von Schelling, K. F. A., Stuttgard und Augsburg, 1856-61 (= SW)

註

1 や「所与の神話」がその論敵になっているとする(Robert Brandom, A Sprit of Trust: A Reading of Hegel's 参照。近年ではブランダムが大著 "A Spirit of Trust" において彼独自の語用論を介した「意味論的」な観点 die analytische Philosophie, in: hrsg. Von K. Vieweg und B. Bauman, Wissen und Begündung, Würzburg, 2003 & Phanomenology, Harvard University Press, 2019, p. 109)° から『現象学』を論じているが、確信章を論じる上では「経験論」の描像、すなわち「意味論的原子論 『現象学』確信章と現代言語哲学との親和性について、古典的なものとしては Wolfgang Welsch, Hegel und

2 Anton Friedlich Koch, Sinlliche Gewißheit und Wahrnehmung. Die beiden ersten Kapitel der Phänomenologie

- des Geistes, in: hrsg. von K. Vieweg und W. Welsch, Hegels Phänomenologie des Geistes. Ein kooperativer Kommentar zu einem Schlüsselwerk der Moderne, Frankfurt am Main, 2008, pp.135-152
- 3 確信の詳細な経験過程を示すことを試みている比較的最近の研究文献として、以下が挙げられる。Hans-Georg Bench, Perspektiven des Bewußtsein: Hegels Anfang der Phänomenologie des Geistes, Königshausen&Neumann,
- 早稲田大学学術叢書,二〇一二,九六頁以下 ; エッカート・フェルスター『哲学の25年』体系的な再構成』三 重野清顕・佐々木雄大・池松辰男・岡崎秀二郎・岩田健佑訳,法政大学出版局,二〇二一年,四九一頁以下.

ヘーゲルは"sinnliche Gewißheit"という語を、"empfinden"という語と類似するものとして捉えている。

2005, S.91-; 黒崎剛『ヘーゲル・未完の弁証法――「意識の経験の学」としての『精神現象学』の批判的研究

4

- またシェリングが「自己意識の歴史」を叙述するに際し、「直観する自己」についで「感覚するもの[empfindend] "empfinden"という語は確信章では見られないが、宗教章においてこの章が振り替えられる際に「感覚的確 信に属する、感覚[Empfindung]の偶然的な規定によって充たされた存在の形式」(GW9, 371)と言われる。
- 5 Vgl. Martin Heidegger, Hegels Phänomenologie des Geistes. Gesamtausgabe II Abt. Vorlesungen 1923-1944 Bd. 32, hrsg. von Görland, Ingtraud, 1980, S. 66

として自らを直観する自己」を問題としていたことも参考になる(SW1, 100-101)。

- 6 ここでは「真理 Wahrheit」という語は、確信という意識主体の即自的なあり方を示しており、「真なるもの Wahre」や「本質 Wesen」といった対象の即自的なあり方を示す語とは区別されていると考えられる。
- 7 Ulrich Cleasges, Darstellungen des erscheinenden Wissens. Systematische Einleitung in Hegels Phänomenologie des Geistes, Hamburg, 1987, S. 147
- 『現象学』において "Wesen"という語は、文脈に合わせて「本質」とも「実在」とも訳されるが、本稿で

8

a.a.O., S. 70)、便宜的に「本質」という訳語を一貫して用いる。ヘーゲルのいう "Wesen"および確信章にも イポリットは、意識自信が「本質的なものと非本質的なものとの区別」を行うということを正しく指摘 見られる "gewesen" とアリストテレスにおける〈本質・それがなんであるか to ti ēn einai〉との関連につい 現れているものが本来の姿においてどのようなものであるかを示すものであると理解して(Vgl. Heidegger, は "Wesen" は「即自 An-sich」および「真なるもの Wahre」 (GW9, 59-60)、すなわち「意識にとって für es」 Phénoménologie de l'esprit » de Hegel*, Paris, 1967, p.89 (『ヘーゲル精神現象学の生成と構造 上巻』市倉宏祐訳 も異なる仕方での区別が設定されていることを等閑視している。Jean Hyppolite, Genèse et structure de la « しているが、しかしこうした区別はもっぱら「意識のなせるわざ」で有るとし、「われわれ」の視点から ては、武市健人「訳者注」(武市健人訳『大論理学 中巻』岩波書店,一九六六)における「訳注一」を参照 一九七二年,一一三頁):

9

10 「言明」の経験と「指示」の経験との区別については、上田尚徳「ヘーゲル における指摘 Aufzeigen の問題」『一橋社会科学』第九号,一橋大学大学院研究科,二〇一七, 『精神現象学』「I 感覚的確信 四五頁以下

11

よく知られている通り、この経験は以下のような経過を辿る。例えば自分自身に「いまとは何か?」と問 先程の「いまは夜である」という言明はそもそも何の真理でもなかったことになる。「こことは何か」「こ 言明は誤ったものになっている。そもそも真理は「保存されても失われない」(GW9,65) ものであるから、 の私とは何か」という問いかけについても、同様のことが言える(GW9,66)。 いう言明を一枚の紙に書き留めておき、昼になってこの紙を見返す場合、「いまは夜である」という先程の かけてみたとする。この問いに対して、「いまは夜である」と答える。ここで、この「いまは夜である」と

12 「この私」をめぐる経験は「いま・ここ」をめぐる経験とは異種的なものであると思われるかもしれないが、 前提にしているという点で、「いま・ここ」をめぐる経験と同種のものであり、後述の指示をめぐる経験と このものとしての「私」をめぐる経験もまた知と対象との間で本質的なもの・非本質的なものとの区別を

は別種のものであると理解できる。

- 13 14 このことは、対象をめぐる「媒介性」「否定性」がこの箇所において初めて『現象学』の叙述に導入されて Koch, a.a.O., S.135 Bonsiepen, Der Begriff der Negativität in den Jeaner Schriften Hegels, Bonn, 1977, S. 147-148)。 またプランダ 的確信章における「否定的なもの」はほとんど分析されておらず、このことは見過ごされている(Wolfgang ち込まれているような印象を与えるためにミスリーディングであると思われる(Brandom, a.a.O., p.140)。 重要な考察対象になっていると述べるが、このような指摘は『現象学』の外部から形而上学的な原理が持 ムは知覚章を解釈する際に、「規定は否定である」という「形而上学的原理」が知覚章におけるヘーゲルの いるということを意味する。ボンジーペンによる著名な「否定性 Negativität」概念の発展史的研究では感覚
- 17 以上、Koch, a.a.O., S. 136

15

16

以上、Koch, a.a.O., S. 137-138. 以上、Koch, a.a.O., S. 136.

- 18 コッホがこのような説明をするとき、緒論における「意識は自分自身において自身の尺度を与え、それによっ て自分自身と自分自身との比較を探求する」(GW9,60) という記述を念頭に置いていると思われる。
- 20 『現象学』における「自然な意識」の位置づけについては、小島優子『ヘーゲル 精神の深さ』 理想社

19

Koch, a.a.O., S.138

二〇一一,三七頁以下を参照

21

- Vgl. 吉田達『ヘーゲル 具体的普遍の哲学』東北大学出版局,二○○九,一三一頁以下.
- 22 このことから、「言明」をめぐる経験よりもむしろ「指示」をめぐる経験の方が、確信章において検討され るべき「存在論」を主題にしているという点で重要であるということが帰結する。
- 23 用法の逸脱が見られることについては、山口誠一『ヘーゲル哲学の根源――『精神現象学』の問いの解明・ 確信章における「われわれ」の用法が緒論や以降の章におけるそれとは異なる特徴を有しており、それゆえ

法政大学出版局,一九八九,七五頁以下を参照。

- 24 この点について、飯泉による「「われわれ」は意識とともに始めて絶対知へと向かいつつも、意識の経験の 必然性を認識する主体として解釈できる」という指摘が参考になる(飯泉佑介「ヘーゲル哲学における「わ れわれ」」『倫理学年報』第六七号,日本倫理学会,二〇〇八,一三九頁)。
- 25 コッホ自身は上述の『現象学』の「ルール」が「意識経験の学」の方法論についてのものであるとし、『現象学』 全体に通底するものであるかどうか判断を保留していることに注意(Koch, a.a.O., S. 139)。

本論文は、JSPS 科研費(23KJ0638)の助成を受けたものである。